

国民スポーツ大会強化指定制度要綱

(趣旨)

第1 公益財団法人宮城県スポーツ協会（以下「県ス協」という。）は、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）で優秀な成績を収めるため、県ス協加盟競技団体（以下「競技団体」という。）が国スポに向け実施する強化事業を指定することで効果的な競技力向上を図るほか、宮城県の県有スポーツ施設の利用料金の減免措置を受けることを目的とし制定するもの。（※利用料金の減免については、宮城県と県有スポーツ施設指定管理者の総合運動場条例・都市公園条例・ライフル射撃場条例による協議に基づくものとする。）

(強化指定の対象)

第2 国スポに向けた競技力向上を図るために行う練習会、合宿等の強化事業として、本要綱第6により承認した事業とする。

(強化指定の期間)

第3 強化指定の期間は国スポ終了後から翌年の国スポ終了までとする。ただし、ブロック予選で国スポの出場権を獲得できなかった場合、国スポをブロック予選と読み替える。

(強化指定の対象者)

第4 国スポ正式競技における候補選手、候補チーム及びその指導者を対象とし、個人種目のみのエントリー競技については強化指定選手、それ以外を強化指定チームとする。
2 利用料金の減免対象となる強化事業の範囲は、県有スポーツ施設の指定管理者が認めた回数及び割合とする。

(強化指定の申請)

第5 強化指定選手又は強化指定チームの指定を受けようとする競技団体は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第1号を公益財団法人宮城県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に対し、強化事業を開始する14日前までに提出しなければならない。

- ① 申請者の名称及び代表者の氏名
 - ② 指定を受けようとする種別
- 2 前項の申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
- ① 実施要項
 - ② 名簿（様式第2号又は様式第3号）
 - ③ 同意書（様式第4号又は様式第5号）
 - ④ 強化事業計画書
 - ⑤ その他会長が必要と認める事項

(強化指定の決定)

第6 会長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、指定することが適当と認めたときは、強化指定選手又は強化指定チームとして決定する。競技団体からの申請内容の変更及び中止等の報告があった場合も同様の手続きとする。

- 2 県ス協は、競技団体へ承認の可否を書面で通知する。
- 3 県ス協は、決定したものについて宮城県へ報告する。

(申請の取下げ)

第7 競技団体は、前条の規定により強化指定の決定の内容又は承認書に付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

(強化事業の遂行)

第8 競技団体は、強化指定の目的、決定の内容及び承認書に付された条件に従うとともに、最大の効果を上げるよう事業を遂行しなければならない。

2 会長は、競技団体の強化事業を支援するため、その指名する者を競技団体に派遣し、必要な指導助言等を行うことができる。

(状況報告)

第9 会長は、競技団体に対し、必要に応じて強化事業の遂行に関し、報告を求めることができる。

(強化指定の変更)

第10 競技団体は、第6により指定を受けた内容を変更するときは、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第6号を会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

- ① 申請者の名称及び代表者の氏名
- ② 指定を変更しようとする種別

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- ① 名簿(様式第7号又は様式第8号)
- ② 同意書(様式第4号又は様式第5号。※新たに追加する選手・チーム分のみ。)
- ③ 強化事業計画書
- ④ その他会長が必要と認める事項

(強化事業の中止又は廃止)

第11 競技団体は、強化事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第9号を会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(強化指定の取り消し)

第12 会長は、競技団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、強化指定の全部又は、一部を取り消すことができる。

- ① 強化指定の決定の内容又は、これに付した条件に違反した場合
- ② 事業の遂行の状況調査及び関係書類の検査を拒んだ場合
- ③ その他不正な行為があった場合

(立入検査等)

第13 会長は、強化事業の遂行の適性を期するため、競技団体から報告若しくは資料の提出を求め、又は、県ス協の職員等を競技団体の事務局等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させるほか、関係者から事情を聴くことができる。

2 会長は、前項の規定による検査等により、強化指定の決定の内容又は承認書に付した条件に適合していないと認めるときは、競技団体に対し改善点を指示することができる。

3 競技団体は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遂行しなければならない。

(実施細目)

第14 この要綱に定めるほか、強化指定に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

1 国民スポーツ大会強化指定制度について

(1) 指定制度の具体的内容

県有スポーツ施設の施設利用料金の減免措置

(2) 対象施設

宮城県所管の県有スポーツ施設とする。

施設例
宮城県総合運動公園、宮城県第二総合運動場、宮城県サッカー場、宮城県仙南総合プール 宮城県自転車競技場、長沼ボート場、宮城県ライフル射撃場、宮城野原公園、他

(3) 対象事業の回数及び減免の割合

各施設の指定管理者が認めた回数及び割合とする。

(4) 対象者

公益財団法人宮城県スポーツ協会会長が指定する強化指定選手・チーム

[参考] その他の県有スポーツ施設の利用料金の減免について

(1) 上記1の他にも、県有スポーツ施設の利用料金が減免される場合がある。

例：国際競技大会及び国民スポーツ大会に参加する県内の選手（※国スポに出場することが決定した選手を指す）の強化のため、責任者の監督の下に使用する場合。他

(2) 減免の手続等については、県有スポーツ施設の指定管理者の指示による。

県有スポーツ施設の使用料減免に係る手続きフロー

